

# 利用料金表(介護保険 1割負担)

社会福祉法人 城山三友会  
 ショートステイ ほほえみ  
 事業所番号:0970202933  
 TEL 0284-64-8881  
 FAX 0284-64-8883

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

平成27年8月1日～

段階	介護度	単位数	サービス提供体制強化加算(I)イ	居住費	食費	合計
1段階	要支援1	508	18	820	300	1,646
	要支援2	631	18	820	300	1,769
	要介護1	677	18	820	300	1,815
	要介護2	743	18	820	300	1,881
	要介護3	814	18	820	300	1,952
	要介護4	880	18	820	300	2,018
	要介護5	946	18	820	300	2,084
2段階	要支援1	508	18	820	390	1,736
	要支援2	631	18	820	390	1,859
	要介護1	677	18	820	390	1,905
	要介護2	743	18	820	390	1,971
	要介護3	814	18	820	390	2,042
	要介護4	880	18	820	390	2,108
	要介護5	946	18	820	390	2,174
3段階	要支援1	508	18	1,310	650	2,486
	要支援2	631	18	1,310	650	2,609
	要介護1	677	18	1,310	650	2,655
	要介護2	743	18	1,310	650	2,721
	要介護3	814	18	1,310	650	2,792
	要介護4	880	18	1,310	650	2,858
	要介護5	946	18	1,310	650	2,924
4段階	要支援1	508	18	1,970	1,500	3,996
	要支援2	631	18	1,970	1,500	4,119
	要介護1	677	18	1,970	1,500	4,165
	要介護2	743	18	1,970	1,500	4,231
	要介護3	814	18	1,970	1,500	4,302
	要介護4	880	18	1,970	1,500	4,368
	要介護5	946	18	1,970	1,500	4,434

※ 介護職員処遇改善加算として、別途利用実績の5.9%を加算します。

※ 下記の項目は該当者のみ利用料金が加算されます。

送迎加算	送迎を行った場合	片道184円
療養食加算	療養食を提供した場合	23円(1日)
理髪サービス	月に1回、理容師の出張理髪サービス(整髪・顔剃り)	2000円(1回)
クラブ活動費	ご契約者の希望により、クラブ活動に参加して頂くことが出来ます。 手芸・習字・華道・押し花などの材料費などの実費を頂きます。	材料費

※ 日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。(おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません)

介護保険負担限度額認定

段階	対象者内容
1段階	●老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税の人 ●生活保護受給者 等
2段階	●市民税世帯非課税であって、(年金収入額が80万円/年 以下)の人 等
3段階	●市民税世帯非課税であって、第2段階以外の人 等
4段階	● その他 市民税課税世帯(上記の1、2及び3以外)

# 利用料金表(介護保険 2割負担)

社会福祉法人 城山三友会  
 ショートステイ ほほえみ  
 事業所番号:0970202933  
 TEL 0284-64-8881  
 FAX 0284-64-8883

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

平成27年8月1日～

段階	介護度	単位数	サービス提供体制強化加算(I)イ	居住費	食費	合計
1段階	要支援1	1,016	36	820	300	2,172
	要支援2	1,262	36	820	300	2,418
	要介護1	1,354	36	820	300	2,510
	要介護2	1,486	36	820	300	2,642
	要介護3	1,628	36	820	300	2,784
	要介護4	1,760	36	820	300	2,916
	要介護5	1,892	36	820	300	3,048
2段階	要支援1	1,016	36	820	390	2,262
	要支援2	1,262	36	820	390	2,508
	要介護1	1,354	36	820	390	2,600
	要介護2	1,486	36	820	390	2,732
	要介護3	1,628	36	820	390	2,874
	要介護4	1,760	36	820	390	3,006
	要介護5	1,892	36	820	390	3,138
3段階	要支援1	1,016	36	1,310	650	3,012
	要支援2	1,262	36	1,310	650	3,258
	要介護1	1,354	36	1,310	650	3,350
	要介護2	1,486	36	1,310	650	3,482
	要介護3	1,628	36	1,310	650	3,624
	要介護4	1,760	36	1,310	650	3,756
	要介護5	1,892	36	1,310	650	3,888
4段階	要支援1	1,016	36	1,970	1,500	4,522
	要支援2	1,262	36	1,970	1,500	4,768
	要介護1	1,354	36	1,970	1,500	4,860
	要介護2	1,486	36	1,970	1,500	4,992
	要介護3	1,628	36	1,970	1,500	5,134
	要介護4	1,760	36	1,970	1,500	5,266
	要介護5	1,892	36	1,970	1,500	5,398

※ 介護職員処遇改善加算として、別途利用実績の5.9%を加算します。

※ 下記の項目は該当者のみ利用料金が加算されます。

送迎加算	送迎を行った場合	片道368円
療養食加算	療養食を提供した場合	46円(1日)
理髪サービス	月に1回、理容師の出張理髪サービス(整髪・顔剃り)	2000円(1回)
クラブ活動費	ご契約者の希望により、クラブ活動に参加して頂くことが出来ます。 手芸・習字・華道・押し花などの材料費などの実費を頂きます。	材料費

※ 日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。(おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません)

介護保険負担限度額認定

段階	対象者内容
1段階	●老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税の人 ●生活保護受給者 等
2段階	●市民税世帯非課税であって、(年金収入額が80万円/年 以下)の人 等
3段階	●市民税世帯非課税であって、第2段階以外の人 等
4段階	● その他 市民税課税世帯(上記の1、2及び3以外)